

## 扶桑町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 扶桑町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク(EN1078)
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 扶桑町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が7歳以上18歳以下である者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒

等を保護する責任がある者をいう。

(4) 高齢者 扶桑町内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が65歳以上である者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒が着用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合に限る。

- (1) 過去にこの補助金の適用を受けていないこと（他の市町村で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
- (2) 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ヘルメット購入後に発生した交通事故について、愛知県及び扶桑町が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、町に対して補助金を返還することについて了承すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者が着用する新品のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、扶桑町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼誓約書兼請求書（本人申請用）（様式第1）又は扶桑町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼誓約書兼請求書（保護者申請用）（様式第2）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに町長に提出するものとする。

- (1) ヘルメットの購入に要した費用の支払手続が完了したことを証する書類

(領収書)

(2) 第3条第1号に規定する認証等が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が未成年であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

3 町長は、領収書原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を申請者に返還するものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、扶桑町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

(交付の請求)

第9条 交付の請求は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

2 補助金は、第7条に規定する交付決定通知書を発した日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(検査等)

第11条 町長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(危険負担)

第12条 この要綱により補助を受けた後に生じたヘルメットの毀損、盗難等による損害について、扶桑町は一切その責を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。